

令和7年度

事務事業概要

品川区監査委員事務局

凡 例

- 1 法令名の略語は、次のとおりとした。

法	地方自治法
令	地方自治法施行令
健全化法	地方公共団体の財政の健全化に関する法律
条例	品川区監査委員条例
訓令	品川区監査委員事務局処務規程
要綱	品川区監査委員事務運営要綱

- 2 引用した法令の条項等は、次の例のように省略して記載した。

例 法 § 195① = 地方自治法第 195 条第 1 項

1 監査委員

(1) 委員の設置

区に監査委員を置く。(法 § 195①)

(2) 委員の定数

4 名 (法 § 195②、令 § 140 の 2)

ア 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者 (以下「識見を有する者」という。)

(法 § 196①④⑤、令 § 140 の 4、条例 § 2) ・ ・ ・ ・ ・ 2 名 (うち 1 名は常勤)

イ 区議会議員 (法 § 196①⑥、条例 § 1) ・ ・ ・ ・ ・ 2 名

(3) 選任方法

区長が、区議会の同意を得て、識見を有する者および区議会議員のうちから選任する。(法 § 196①)

(4) 任期

識見を有する者の中から選任される者にあつては 4 年、区議会議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。(法 § 197)

2 監査委員の主な職務権限

(1) 監査等の区分

区 分		範囲および目的	根拠法令
一般 監 査	定 期 監 査 (所管別監査)	予算の執行等が適正かつ効率的に行われているか、事業が合理的かつ能率的に運営されているか、および法令等に基づいて適正に処理されているかどうかを主眼とし、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて監査する(財務監査)。	法 § 199 ①④
	随 時 監 査	予算の執行等が適正かつ効率的に行われているか、事業が合理的かつ能率的に運営されているか、および法令等に基づいて適正に処理されているかどうかを主眼とし、必要があると認めるときに監査する。	法 § 199 ①⑤
	工 事 監 査	区の事務事業の執行に係る工事について、当該工事が適正に行われているかどうかを主眼として監査する。	法 § 199 ①⑤
	行 政 監 査	事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか監査する。	法 § 199 ② 令 § 140 の 6
特 別 監 査	財 政 援 助 団 体 等 監 査	補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金または利子の支払を保証している団体、信託の受託者および公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。	法 § 199 ⑦ 令 § 140 の 7
	住 民 監 査 請 求 に よ る 監 査	区長、委員会、委員または職員について、違法・不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担または違法・不当に公金の賦課・徴収、財産の管理を怠る事実があると認められるとして、区民から監査の請求があった場合、当該事項について監査する。 請求に理由があると認めるときは、区議会、区長その他の執行機関または職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告し、その内容を請求人に通知する。	法 § 242

区 分		範囲および目的	根拠法令
特 別 監 査	直接請求による 監査	選挙権を有する者の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、区の事務の執行に関する監査の請求があった場合、当該事項について監査する。監査の結果に関する報告を決定し、これを代表者に送付する。	法 § 75
検 査 お よ び 審 査	決 算 審 査	決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査する。	法 § 233 ②③④
	例 月 出 納 検 査	会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査する。	法 § 235 の 2①③
	基 金 運 用 状 況 審 査	基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。	法 § 241 ⑤⑥
	財政健全化審査	健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査する。	健 全 化 法 § 3①②、 § 22①③

(2) 監査の結果および措置の公表

監査の結果については、区議会および区長ならびに各関係機関等に提出し、公表する。

監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として、区議会および区長ならびに各関係機関等が措置を講じた場合は、その旨の通知を受け公表する。(法 § 199⑨⑭)

3 事務局

(1) 事務局の設置

監査委員に事務局を置く。(法 § 200②、条例 § 3)

(2) 組織および人員 (訓令 § 2、§ 3)

事 務 局 長

監査担当 (主査) 制 5 名

4 監査委員協議会

監査委員は独任制であるが、監査計画をはじめとして必要な事項を合議のうえ決定するため、原則として監査委員協議会を毎月開催する。(法 199⑫、要綱 § 3)

5 品川区監査基準

本基準は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) に基づき、監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的等を定めたものである。

(法 § 198 の 4)